

構造設備基準一覧

項目	基準	種別		
		旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
床面積	1客室の床面積は、7㎡(寝台を設ける場合は9㎡)以上であること。(政令)	○ ※1		
	客室の延床面積は、33㎡(宿泊者数が10人未満の場合は、3.3㎡×宿泊者数)以上であること。(政令) 階層式寝台を有する場合は、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。(政令)		○ ※2	
	収容定員に応じた十分な広さの客室を有すること。(条例)			○
玄関帳場等	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として省令で定める基準に適合するものを有すること。(政令) ①事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。(省令) ②宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。(省令)	○ ※1		
換気、採光、照明、防湿及び排水設備	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水設備を有すること。(政令)	○	○	○
入浴設備	近隣に公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。(政令)	○ ※3	○ ※3	○
	共同浴室を設ける場合は、脱衣所が別に設けられていること。(条例) 次の基準を満たすこと。(規則) ①汚水を停滞することなく、下水溝等に排水できる構造であること。 ②浴槽からのいつ水及び洗い場の湯水が、浴槽内に流入しないようにするため、床面に適当な勾(こう)配を設ける等適切な措置が講じられていること。 ③循環ろ過装置を設ける場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有するものであること。 ④浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造であること。 ⑤24時間を超えて使用される浴槽水を気泡が発生する装置等又は打たせ湯等の設備に使用しない構造であること。 ⑥屋外に浴槽を設ける場合は、屋外と屋内の浴槽水が配管を通じて混じらない構造であること。	○	○	○
	洗面設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。(政令)	○	○
便所	適当な数の便所を有すること。(政令) 次の基準を満たすこと。(条例) ①防虫、防臭の設備及び流水式手洗いを有すること。 ②換気できる構造であること。 共同便所を設ける場合は、男女別に適当な数の便器を設けること。(条例)	○	○	○
	共同便所を設ける場合は、次の基準を満たすこと。(条例) ①宿泊者数が10人以上のとき、男女別に適当な数の便器を設けること。 ②①以外のとき、適当な数の便器を設けること。	○	○	○
	共同便所を設ける場合は、次の基準を満たすこと。(条例) ①宿泊者数が10人以上のとき、男女別に適当な数の便器を設けること。 ②①以外のとき、適当な数の便器を設けること。	○	○	○
内部を見通せない設備	設置場所が、学校、児童福祉施設、社会教育施設等の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興等をさせるホールその他の設備の内部を見通すことができる設備を有すること。(政令)	○		
寝具	定員数に応じた十分な数の寝具を有すること。(条例)	○	○	
ガス設備	客室にガス設備を設ける場合には、専用の元栓を有し、ガス管は腐食しておらず、容易に取りはずされないように接続されていること。(条例)	○	○	○

【※1】 特例施設第1号～第3号について、基準を適用しない。(省令)

【※2】 すべての特例施設について、基準を適用しない。(省令)

【※3】 特例施設第1号～第3号について、季節的状況等により基準による必要がない場合等であって、公衆衛生上支障がないとき、この基準によらないことができる。(省令)

※ 特例施設第1号～第3号について、土地の状況その他やむを得ない理由があつて、公衆衛生上支障がないとき、網掛けの基準に適合することとする。(規則)